

# 東九州自動車道工事【北郷～日南】の収用委員会裁決後の手続きについて ～裁決後の補償金払渡し手続きについての事例紹介～

宮崎河川国道事務所 用地課 ◎岩永 恒典  
○蓑田 侑緯  
●西川 要介

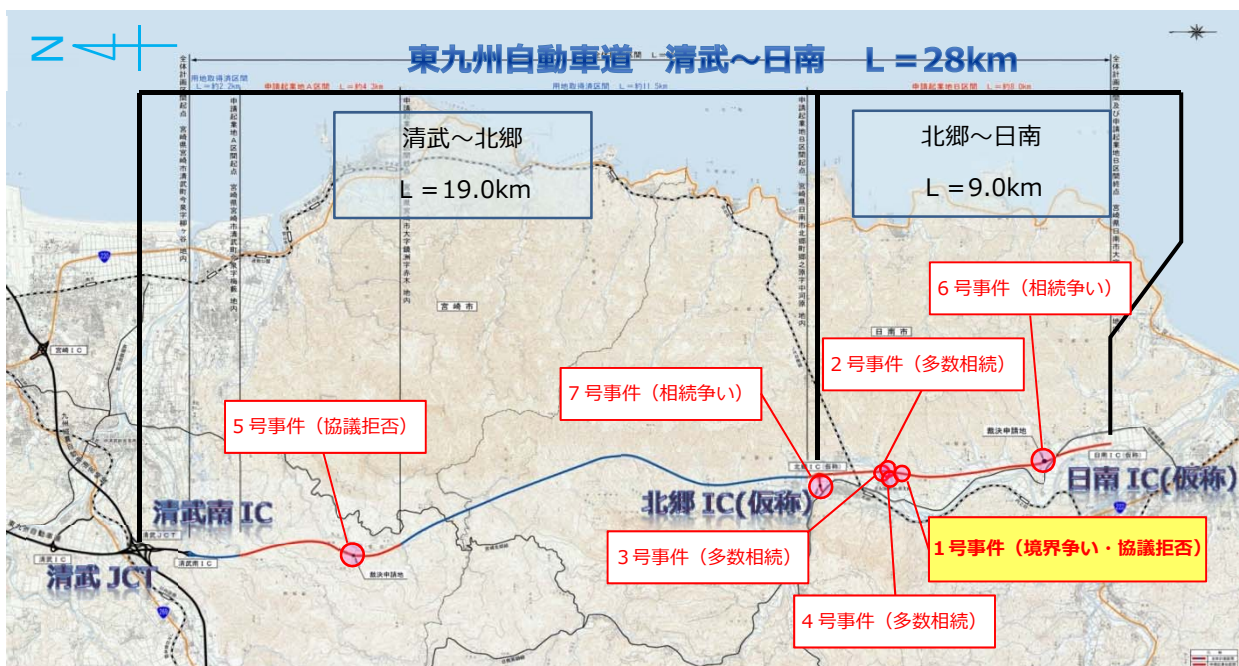
## 1. はじめに

今回発表する東九州自動車道清武～日南間の事業展開状況については、平成18年3月に事業化され、平成18年4月に用地取得に着手し、鋭意任意による用地協議を進めながら、事業の計画的執行並びに用地難航案件の早期解決を目指し、平成26年1月17日に土地収用法に



基づく事業認定告示を得て、平成26年度に7件の残件全ての裁決申請を行った。その後、宮崎県収用委員会による現地調査、審理及び裁決を経て、平成27年12月に最後の裁決申請案件の権利取得及び土地の明渡しをもって用地取得を完了することができた。

東九州自動車道工事（清武～日南間）に係る用地取得は、最終的には収用手続きを活用しながら平成27年度用地取得を完了したが、裁決申請案件7件の協議難航あい路の内容は、境界紛争や補償額不満1件、協議拒否1件、相続人多数及び相続争い5件となっている。今回は、一連の裁決申請案件のうち内容的に最も複雑であった境界争い及びそれに伴う協議拒否案件の事案紹介を踏まえ、裁決後の補償金の払渡し手続きを中心に発表する。



## 2, 事案の概要

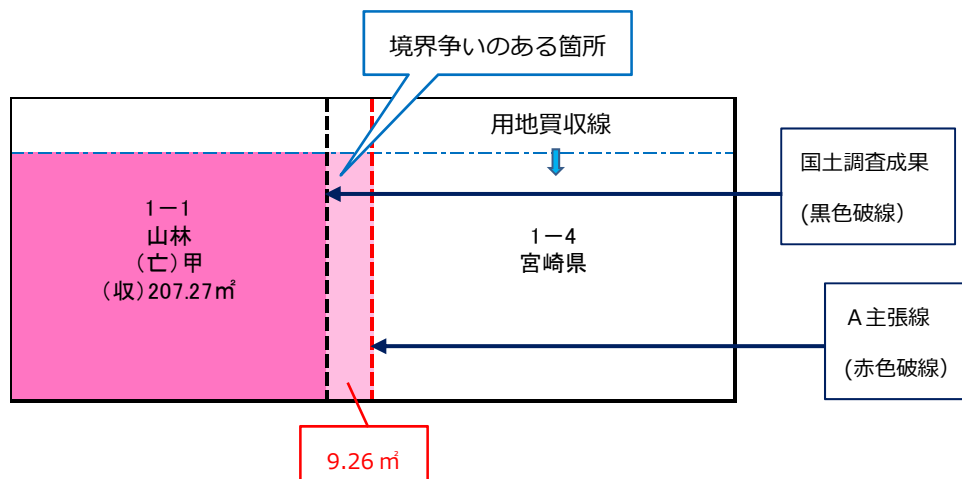
- ・事業名 : 東九州自動車道 (北郷～日南)
- ・土地の所在 : 宮崎県日南市●●町●●町字●●地内

地番	現況地目	全体の面積		収用面積 (㎡)
		公簿(㎡)	実測(㎡)	
1番1	山林	338	338	207.27
※1 不明ただし 1番1又は 1番4	公衆用道路	1番1の場合 338	-	9.26
		1番4の場合 467		

※1 本件土地について起業者が昭和60年確定の国土調査成果に基づく筆界を復元したが、権利者の一人であり現地を管理するAは宮崎県管理地である1番4と、自己所有地である1番1との境界が間違っていると主張した。宮崎県は国土調査成果による境界を主張した。そこで国は当該土地の表記を「不明。ただし1番1又は1番4」として裁決申請を行った。

### ・土地所有者

- (1番1) 既に死亡している登記名義人の法定相続人である子供5名
- (1番4) 国土交通省所管国有財産法定受託者 宮崎県知事



## 3, 裁決申請から裁決までの経緯

1番1の法定相続人5名(以下「権利者」という。)のうちA以外の4名は県外に在住していたため、地元在住で対象地を管理しているAに対し、平成18年の事業化当初から再三にわたって隣接土地との境界確定に向けた協力を要請した。しかし、国土調査結果どおりの土地境界を主張する隣接土地管理者の宮崎県に対し、これを認めないAはこれ以降の国との協議を拒否し、土地境界未定のまま協議を進めることができない状況となった。

また、A以外の権利者4名に対しても電話連絡、手紙等を主とした協力要請を行ったが、地元で土地を管理しているAの了解を先に取り付けて欲しいとの回答やAと同様に国土調

査結果に不満なので協力できないとの回答があり、結果的に権利者5名のいずれからも承諾を取り付けることはできなかった。

起業者としてはこうした協議の行き詰まりから、これ以上任意協議を継続しても用地解決は困難と判断し、宮崎県収用委員会に対して裁決申請及び明渡裁決の申立を行った。

収用委員会の審理には権利者の出席は一切なく、第1回審理のみで結審し、審理から約6ヶ月後に「裁決の日から30日を経過した日を権利取得及び明渡しの日とする」旨の裁決がなされた。また、権利者と宮崎県の双方から所有権の主張がある収用対象地の一部区域に対しては、起業者申立のとおり、「土地所有者不明、権利者または宮崎県」とされ、土地所有者確定の区域と不確定の区域の二区域が生ずる裁決となった。

#### 4、補償金払渡し手続きにおける課題

収用委員会裁決後の手続きとして、まず裁決の失効を避けるため、土地所有者確定部分については権利取得の時期及び明渡しの期限までの非常に限られた期間内に補償金払渡しを行わなければならないこと、次に収用対象地の一部に不明裁決がなされた部分、すなわち土地所有者不確定部分については法務局への補償金供託が必要となることの二点を解決することが課題となった。また長年にわたって国との協議を拒否してきたAを含む権利者全員が補償金の受取協議に応じるかという問題もあり、裁決の失効を避けるべく裁決において定められた期限内に補償金の払渡しが完了可能な手続きの手順等について検討を行った。

#### 5、問題解決に向けた検討

まず、裁決がなされる以前に行うべきことを抽出し、30日間という限られた期限内に、いかに無駄なく事務処理を行うことができるか以下の内容について整理を行った。

- 1) 裁決後の補償金払渡しに必要な手続き再確認及び事前準備
- 2) 補償金払渡し手続き上において調整が必要となる官署等との十分な事前調整
- 3) 補償金払渡し手続きが30日間で完結できる作業工程の策定

本件の事務処理から裁決後の払渡し手続きに際し、特に留意する必要があるのが収用対象地の登記を行うために必要となる「不失効証明情報」の収集である。収用手続きにおける「不失効証明情報」収集の目的は、裁決確定後に起業者において行う収用を原因とする所有権移転登記嘱託時に嘱託書添付書類として「収用の効果を失っていないことを証する書面」として法務局に提出する必要があるためである。具体的には、土地所有者確定部分について、起業者が収用委員会の裁決に従って権利取得の時期及び明渡しの期限までの間に補償金払渡しが完了したことを確認できる書類が必要となる。

#### ※ 収用裁決の効力を失っていないことを証する情報（不失効証明情報）について

土地収用法に基づく裁決後における補償金の支払い、所有権移転登記手続きの事務処理の手順は、通常の任意契約時の手続きと手順が異なるうえ、土地収用法ほか関連法規等の規定に基づいた、より慎重な事務処理が求められることになる。また前述のとおり、裁決

書に定められた権利取得の時期及び土地明渡しの期限までに裁決にかかる補償金の払渡等の行為を行わない場合は、裁決の効力が失われてしまうこととなる。土地収用法には補償金の支払手段の規定（持参人払、小切手の郵送）があるが、多くの先例によれば、起業者から名宛人に対して受領意思の確認及び振込先等の情報提供を依頼し、国庫金の口座振込により処理されており、振込手続きにおける「支払決議書」及び日本銀行本支店から資金前渡官吏あてに発行される「小切手領収書」を「不失効証明情報」として処理されていた。

しかし、本事案においては、「不失効証明情報」に対する法務局の見解を事前に確認したところ、「国の内部文書である支払決議書・日銀の小切手領収書では認められない。相手方からの「補償金受領証」、もしくは、①補償金払渡し方法等を記載した文書郵送時の内容証明謄本、書留郵便物受領書、郵便物配達証明書 及び ②現金書留送付時の現金書留票の写し、郵便物配達証明書（後述【平成17年4月25日付 国総収第7号の2 国土交通省総合政策局総務課長通知の内容】参照）、または供託書のいずれかを添付すること」というものであったため、当該見解に基づき処理することとした。

#### 【平成17年4月25日付 国総収第7号の2 国土交通省総合政策局総務課長通知の内容】

##### ■補償金額を郵便にて送付した場合の不失効証明情報の取扱いについて

- ①内容証明郵便を送付（裁決に関する事項・補償金額・払渡しの方法を記載）。
- ②現金書留の送付。

①②を相手方に発送し、発送した関係書類を登記の際に添付する。

- ・不失効証明情報とする書面

- ①は内容証明謄本・書留郵便物受領証・郵便物配達証明書、②は現金書留票の写し・郵便物配達証明書。送達不能の場合は、起業者に還付された当該郵便物の封筒。

## 6、補償金払渡し手続きの実施について（実務上の留意点）

### 6. 1、手続き工程の策定について

裁決の失効期限である30日以内に補償金払渡しが可能となる「権利者への補償金受け取り等の協議期間」の設定、「裁決不失効証明情報の収集期間」の設定、その他、相手方への協議困難時の「現金書留発出日」、更に、法務局関係部局への「供託日」を含め、以下に示す手続き工程を策定し、作業期日の設定を行った。

また、起業者内部手続きである「支出負担行為決議書」「払渡し金資金受け」「補償金支出決議書」の決裁日の設定等、詳細な作業工程の策定を行うこととしたが、作業期間が30日以内とされるなかで、一連作業の必要工期が27日を要する工程計画とならざるを得ず、作業の手戻りが許されない余裕のない工程となった。

日付	用地課	権利者	法務局
1月13日	裁 決		
"	支出負担行為決議書作成(裁決日)		
1月14日	権利者への補償金受け取り協議①		
	権利者への補償金受け取り協議②		
1月15日	内容証明郵便送付 (郵便物留置期間の確認)		郵便を受領or受領拒否
1月20日	前渡資金交付		
1月26日	支出決議書作成(確定分)		
1月27日	現金書留の送付(確定分) (郵便物留置期間の確認)		補償金の受領or拒否
2月5日	支出決議書作成(不明分)		
2月9日	供託書提出 (受領拒否分と不明分)		供託書受領 保管金払込書を発行
	保管金払込書を持って、日本銀行 (代理店)へ供託金の払込み		
2月10日	供託通知書の送付		受領
2月13日	権利取得・明渡期限		

不明裁決の分の供託、  
及び相続人5名中、受  
領拒否者1名の分の  
供託(計6件分)

#### 6. 2, 権利者への補償金払渡し協議について

権利者のうちAに関しては、2回の直接自宅訪問、電話連絡等を行い、補償金受け取り意思の有無について確認を試みた。A以外の者に対しては数回の電話連絡による同様の意思確認を行うこととした。

その結果、Aについては面会し補償金の受け取り意思の有無の確認を行ったものの、境界問題等に関し、収用委員会裁決内容への強い不満があり、対話が困難な状況であった。一方、A以外の権利者についても、補償金受け取り意思の有無が確認できなかった。

#### 6. 3, 不失効証明情報の収集について

本事案については、いずれの権利者も協議拒否等により、補償金受取り意思の確認が一切できない状況であったことから、相手方からの補償金受領証の提出は拒否されるリスクが伴うため、平成17年4月25日付けの文書による不失効証明情報の収集に移行した。

なお、筆界未定部分及び受領拒否者(A1名)については供託手続きを行った。

#### 6. 4, 支払決議書の作成について

支払い事務については、整理した手続き工程を基に、前渡官資金要求から資金現金化に至る具体的な期日の設定、また、支出決議書の作成方法及び内容等について手戻りが生じないように、事務所経理課と入念な事前調整を行った。

また、本事案は、一つの裁決書の中で、補償金確定部分と不明部分の二つの裁決内容となっていたため、資金受け後の事務所手持ち限度期日等を念頭に置き、支出負担行為決議書をそれぞれに作成し異なる支払期日を設定することとした。

## 6. 5, 不効証明情報の収集作業

- ・内容証明郵便による、補償金払渡し内容の通知を行った。
- ・現金書留郵便により補償金を郵送した。
- ・相手方の受領の有無確認…A 1名が補償金の受領を拒否した。

## 6. 6, 供託手続きについて

土地収用法第95条は以下の項目に該当する場合、権利取得の時期までに補償金等を供託することができる旨を定めている。(土地収用法)

- ①補償金等を受けるべき者が受領拒否又は受領不能の場合
- ②補償金等を受けるべき者が不確知の場合
- ③起業者が補償金等の額に不服がある場合
- ④起業者が差押等により補償金等の払渡を禁じられた場合

本事案については、①と②に該当したため、それぞれについて供託書を作成した。

- 1) 土地所有者が権利者に確定している部分について、5名それぞれに上記手続き方法による補償金の払渡しを行ったが、A 1名が受領拒否されたため供託書を作成してAが受け取るべき補償金額を供託した。
- 2) 境界争いがあるため、権利者又は宮崎県のどちらか不明である区域について、権利者に確定した場合と、宮崎県に確定した場合とで損失補償金額が違ったため、最高額となる甲の相続人に確定した場合の補償金額を供託した。

なお、供託書の記載内容については、事前に法務局と打合せを行い、供託当日は供託書提出から日本銀行への払込まで半日程度で完了した。

最後に、供託をした相手方に供託通知を行った。(裁決から28日経過)

これによって期限内に起業者として実施すべき手続きをすべて完了したこととなり、裁決が失効することはなくなった。

## 7, 最後に

期限内に相手方への補償金支払い及び法務局への供託まで全て完了させ、2月13日の権利取得の時期・明渡しの期限を迎え、裁決が失効することはなくなった。しかし、権利者への補償金払渡しが難航し供託へ移行することがあらかじめ想定される場合には、起業者申し立ての段階で余裕を持った期限設定が必要であったことは反省すべき点である。

また、筆界未定により収用地部分を分筆することができず、所有権移転登記ができなかったため、収用登記未了のまま土地所有権を取得している。

起業者の収用取得を第三者に対抗するには、基本的には登記を必要とすると解されている。当事務所としては、対抗要件としての登記を備えることはできないものの、土地収用法上の手続きに則り適法に取得した土地であることから、①現地の直接的な支配(構造物の設置や囲障設置)及び②現地において看板を設置するなど所有権を明示することにより対抗可能と考えている。しかし、こうした現地状況にも関わらず、土地登記簿上の第三者への転売の可能性は排除できないことについては今後の研究課題としたい。